



KAMIKAWAJI



税理士法人 上川路会計

本店 下荒田事務所

〒890-0056  
鹿児島市下荒田4-1-9  
Tel 099 - 252 - 7070  
Fax 099 - 252 - 6400

支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821  
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F  
Tel 099 - 223 - 3465  
Fax 099 - 223 - 4348

第247号

代表  
上川路 長生

ごあいさつ

令和危機

桜が散って藤の花が咲く5月、平和で安寧を願った令和時代が2年目を迎えました。5月には、間近になった東京オリンピック2020で話題沸騰の渦の中にいたはずでした。“好事魔多し”で100年に一度という悪夢の生活を、強いられる事になりました。安倍首相は、緊急事態宣言を5月末まで延長すると苦渋の表情で発表しました。新型コロナウイルス感染症拡大という未曾有の国難に、一致して戦う覚悟を国民に求めました。

政府はこの5月の大型連休一人一人の行動が、コロナ感染終息への鍵を握るとして、『ステイホーム週間』と名付け外出を控えるように呼びかけました。青森県弘前市の市長が、桜の名所で知られる弘前公園の桜の写真をSNSで投稿しないように、異例の呼びかけを行いました。花見客が殺到しないようにとの決断でした。福岡県八女市の、国指定天然記念物『黒木の大藤』の藤の花は、大型連休を前にして刈り取られていました。樹齢600年越えの老木などの藤棚は約3,000平方メートルの広さで、大型連休には毎年20万人近くの家族連れが訪れていました。刈り取りは、コロナ感染拡大を心配した苦渋の選択でした。

グローバル化で世界経済が好調な成長を続けている中で、歯車を逆転させる想定外のコロナの急襲でした。発生してわずか4か月で、世界中がかつて歴史上経験のない戦後初の目に見えない敵との大戦に、巻き込まれてしまいました。中国の武漢市の12月のコロナ感染の発症を中国政府が隠蔽をはかっているうちに、燎原の火になって5月6日現在で世界の感染者数360万、死者25万という人類史に残る大惨事となってしまいました。

コロナの感染拡大の中、日本政府はマスクの品薄解消に手を焼いていました。そこで首相肝入りの布マスクの、全戸配布が決定され『アベノマスク』と呼ばれました。日本は中国から8割近く輸入していることを知りました。そして世界中のほとんどが、中国産に頼っていることもわかりました。世界の悪夢の発端となった中国が、習近平総書記の号令一下感染を終息させて、医療品不足の国を支援する『マスク外交』に転じたのです。世界保健機関（WHO）

## 目次

ごあいさつ “ 令和危機 ”	… 1P
税務カレンダー	… 2P
2020年5月の経理・税務チェックリスト	… 3P
職員コラム~PART2~ 今月の担当: 東崎 彩香	… 3P
会計・税務のQ&A!	
“ 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について ”	… 4・5・6P
企業防衛対策のおすすめ	… 7P
所内News! 新入社員のご紹介	… 7P
随想 “ 『 歴史から学ぶこと 』 ”	
上川路 美恵野 ”	… 8P

を味方につけたともいわれました。自国の対応の正当化を訴える中国の宣伝戦略が、米国を中心に欧州諸国から猛反発され警戒を高めることになり、中国に依存してきた産業構造の見直しの機会が来たといわれています。

日本では消費税増税、暖冬、台風19号などの昨秋以降需要を減退させる試練が立て続けにきていました。コロナ発生以前に、企業経営をぐらつかせる火種を抱えていたのです。5月末までの非常事態宣言で、営業自粛の長期化が続けば、中小企業の連鎖倒産は目に見えています。労働問題の専門家は『令和3年半ばまでに約100万人の雇用が失われて、リーマン・ショックを上回る危機になる』と警鐘を鳴らしています。営業自粛に見合った強力な支援を国・地方自治体ともに急がなければなりません。

日本相撲協会が大相撲夏場所の中止を決定しました。プロ野球、サッカー・Jリーグ、全国総合体育大会など日本中のスポーツが自粛する中で、当然の決定となりました。コロナ騒動が終焉し、来年に延期された東京オリンピック2020の実現されることを祈るばかりです。

鹿児島のコロナ感染者数が少ないことに油断は大敵です。志村けんさんに続いて、ドラマや情報番組の司会などで、元気に活躍されていた女優岡江久美子さんが、コロナに感染して急逝してしまわれました。あらためてコロナの恐ろしさを知ることになりました。(令和2年5月吉日)

# 税務カレンダー

税金等の納付・  
手続きはお早めに！



## 2020年5月

### 〈3月決算会社申告書提出〉

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振替休日			
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6

#### 6月1日まで

- ・3月決算法人の確定申告
- ・9月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
  - 6月決算法人 第3四半期分
  - 9月決算法人 第2四半期分
  - 12月決算法人 第1四半期分
- ・消費税の年税額が4,800万円超の2、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- ・確定申告の際の延納届出に係る延納税額の納付
- ・3・6・9・12月決算法人及び個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

#### 5月中において市町村の条例で定める日

- ・自動車税の納付
- ・鉦区税の納付

#### 5月11日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

#### 5月15日まで

- ・特別農業所得者の承認申請

## 2020年6月

### 〈4月決算会社申告書提出〉

#### 6月30日まで

- ・4月決算法人の確定申告
- ・10月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
  - 7月決算法人 第3四半期分
  - 10月決算法人 第2四半期分
  - 1月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・年税額4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

#### 6月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（前年12月～当年5月分）の納付

#### 6月15日まで

- ・所得税の予定納税額の通知

#### 6・8・10・1月中（均等割のみを課する場合には6月中）において市町村条例で定める日

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の第1期分の納付



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

## 3月決算法人の確定申告と納税

□ 3月決算法人は、法人税・消費税の確定申告・納付、法人事業税・法人住民税等の申告・納付があります。また、決算後の配当金の支払いに関しても、税務署に提出する支払調書の作成、配当金からの源泉徴収・納付事務がありますので注意しましょう。

## 9月決算法人の中間申告

□ 9月決算法人は、法人税の中間申告の時期です。中間申告には、前年度の法人税額の2分の1を申告・納税する予定申告と、仮決算による申告の2つの方法がありますので、選択可能であれば、自社の業績や事務負担上有利な方を選択しましょう。

## 個人住民税の特別徴収の準備

□ 個人住民税の税額は、毎年6月に切り替わります。各社員の住所地の市区町村から送られてくる納税通知書に従って、事前に給与台帳や給与計算表への転記、給与ソフト等のデータ変更を行っておきましょう。

## 夏季賞与の検討と情報収集

□ 夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょ。

## 障害者雇用納付金の申告

□ 平成31年4月～令和2年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

## 職員コラム

～PART2～

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつおすすめのスポットや憧れの場所などを紹介していきます。

お出かけの際の参考にさせていただければ幸いです☆

### おすすめスポット（あこがれの場所・行きたいところ） ： 映画館

今月の担当：東崎 彩香

私のおすすめスポットは映画館です。現在は動画配信サービスの普及により、自宅でも外出先でも気軽に映像作品を楽しむことができるようになったため、わざわざ映画館へ行く機会が減ったという方も多いのではないのでしょうか。私自身も自宅で映画を観ることが増えてきましたが、やはり自宅で観ると映画館で観るとでは音響や映像の迫力、美しさに大きな差があります。最近では映像や音楽がさらに進化したシアターや、もはやアトラクションのようなシアターを導入する映画館も増えてきました。鹿児島県内では鹿児島ミッテ10のIMAX®デジタルシアターやシネマサンシャイン始良の4DX®シアター、BESTIAな

どがそれにあたります。どのシアターも臨場感や没入感を最大限楽しむことができるため、普段映画館に行かないという方にも是非一度体験してみたいです！全世界で猛威を振るう新型コロナウイルスの影響で、現在は映画館に行くことはできませんが、一日も早くコロナが終息し、映画館で映画を楽しむことができる日常が帰ってきてくれることを願うばかりです。



# 会計・税務のQ&A!



## テーマ 『国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について』

新型コロナウイルス感染症により、経済活動にも様々な影響がでてきています。そこで今回は、国税における申告や納税、当面の税務上の取り扱いについてみていきたいと思います。



### 申告・納税等の期限の個別延長について

【令和2年4月30日現在】



次のような理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納税の手続きに必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納税等を行うことが困難な場合には、**個別の申請による期限の個別延長**が認められます。

- ① 税務代理を行う税理士（事務所職員を含む）が感染症に感染した
- ② 納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等がある
- ③ 企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じた  
 (例) ・ 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は濃厚接触した場合などに当該部署を相当の期間閉鎖しなければならなくなった  
 ・ 学校の臨時休業の影響や感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経営担当部署の社員の多くが休暇を取得している  
 ・ 緊急事態宣言などがあったことを踏まえ、各都道府県内外からの移動を自粛しているため、税理士が関与先を訪問できない状況にある
- ④ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないように定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じた〈法人〉
- ⑤ 納税者や経理担当の（青色）事業専従者が感染症に感染した、又は濃厚接触者となった〈個人〉
- ⑥ 納税者が、保健所・医療機関・自治体等から外出自粛の要請をうけた〈個人〉

※上記以外にも、個別の申請により延長される場合があります。



### 納付の猶予制度について



資金繰りが悪化して、国税を期限までに納められない場合、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間の分割納付が認められ、延滞税が軽減又は免除される納付の猶予制度があります。

納付の猶予制度には「換価の猶予」と「納税の猶予」があります。個人、法人を問わず、全ての税目について対象となります。

**換価の猶予**は、「事業継続又は生活の維持が困難であるとき」に、比較的広く適用でき、猶予期間中の延滞税が軽減(年8.9%→年1.6%)され、担保の提供が必要となる場合がある制度です。

**納税の猶予**は、延滞税が全額免除となる場合がありますが、地震や台風で家が壊れるなど、「財産の損失」が生じた場合等に限定されます。

**特例猶予**として、以下の条件を満たす場合に、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税について、「財産の損失」が生じていない場合でも無担保かつ延滞税なしで1年間納税の猶予を受けられる制度が創設されました。

<条件>

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等の収入が前年同期と比較して、概ね20%以上減少していること
- ・ 一時に納税することが困難であること

※すでに納期限が過ぎている未納の国税であっても、令和2年6月30日までであれば遡って特例猶予を申請できます。





## 法人税に関する取扱い

要点のみを記載してあります。実際の適用を検討する場合には、事前に詳細を確認する必要があります。特に（6）（7）に関しましては、必ず事前に担当者にご相談下さい。

### (1) 企業が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合

不特定又は多数の生活困窮者を救援するために緊急、かつ、今般の感染症流行が終息するまでの間に限って行われるものであれば、その提供に要する費用は、提供時の損金の額に算入して差し支えありません。



### (2) 法人税の災害損失欠損金の範囲

学校の臨時休業や外出自粛の要請等がおこなわれたことにより、棚卸資産や固定資産などに損失が生じている場合や、感染症の拡大や発生を防止するための消毒等の費用を支出している場合、これらの損失や費用の額は、「災害により生じた損金の額」に該当します。

ただし、災害損失欠損金の繰戻し還付制度の対象となるものについては、対象となりません。例えば、外出自粛の要請等があったことによる店舗の売り上げの減少額などです。

### (3) 企業がマスクを取引先等に無償提供した場合

次の条件を満たすものであれば、その提供に要する費用は寄附金以外の費用に該当します。



- ① 提供を行う取引先等において、マスクの不足が生じていることにより業務の遂行上、著しい支障が生じている、又は今後生じるおそれがあること
  - ② その取引先等が業務を維持できない場合に、貴社の業務に直接又は間接的な影響が生じること
- なお、転売されるといった事実がある場合には、経費とは認められませんので、寄附金に該当します。

### (4) 賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合

減額前の賃料と減額後の賃料の差額については、原則として、相手方に対して寄附金を支出したものと取り扱われます。ただし、次のような条件を満たすものであれば、実質的に取引条件の変更と考えられますので、減額した分の差額については、寄附金として取り扱われることはありません。

- ① 取引先において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること
- ② 取引先等の復旧支援を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
- ③ 取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間）内に行われたものであること



また、すでに生じた賃料の減免（債権の免除等）を行う場合も同様に取り扱われます。テナント以外の居住用物件や駐車場などの賃貸借契約においても同様の取り扱いです。

### (5) 企業が復旧支援のためのチケットの払い戻しを辞退した場合

払戻請求権の放棄による経済的利益の供与の額は、寄附金に該当します。

ただし、次のような条件を満たすものであれば、寄附金以外の費用に該当します。



- ① 債権の免除等を行う相手先が、貴社の取引先であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に関連して相手先に生じた被害からの復旧支援を目的としていること
- ③ 債権の免除等が、相手先において被害が生じた後、相当の期間内に行われたものであること
- ④ その債権の免除等が単なる払戻の請求漏れではなく、復旧支援のために行われたことが書面などにより確認できること

### (6) 業績が悪化した場合に行う役員給与の減額

新型コロナウイルス感染症に関連して、業績が急激に悪化して家賃や給与等の支払いが困難となり、取引銀行や株主との関係からもやむを得ず役員給与を減額しなければならない状況にある場合等は、「業績悪化改定事由」に該当するものとして考えられます。したがって、改定前と後に定額で支給する役員給与はそれぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することになります。

### (7) 業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額

現状では、売上などの数値的指標が著しく悪化していないとしても、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでのような売り上げが見込めない場合や回復する見通しが立たない場合、役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、今後の経営状況が著しく悪化することが考えられます。したがって、業績悪化改定事由による改定に該当し、損金算入することになります。

## 所得税に関する取扱い

個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合、次の通り課税関係が異なります。

### (1) 非課税となるもの

- ① 助成金（商品券などの金銭以外の経済的利益も含む）の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの
- ② その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの
  - ・ 学資として支給される金品
  - ・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

### (2) 課税となるもの

- ① 事業所得等に区分されるもの
  - （例）事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補填を目的として支給するものなど、業務上の取引に関連して支給される助成金
- ② 一時所得に区分されるもの
  - （例）臨時的に一定の水準以下の方に対して支給するなど、業務上の取引に関連しないもので、一時的に支給される助成金
- ③ 雑所得に区分されるもの
  - 上記①②に該当しない助成金

（例示）国等から支給される主な助成金等の課税関係

非課税	課税
<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用保険の失業等給付</li> <li>・ 生活保護の保護金品</li> <li>・ 児童（扶養）手当</li> <li>・ 被災者生活再建支援金</li> </ul> <p>【租税特別措置法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）</li> <li>・ 子育て世帯臨時特例給付金</li> <li>・ 年金生活者等支援臨時福祉給付金</li> </ul> <p>【新型コロナ特法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★ 特別定額給付金</li> <li>★ 子育て世帯への臨時特別給付金</li> </ul> <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都認証保育所の保育料助成金</li> <li>★ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券</li> </ul>	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★ 小学校休業等対応助成金</li> <li>★ 小学校休業等対応支援金</li> <li>★ 雇用調整助成金</li> <li>★ 持続化給付金</li> <li>・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補填金</li> </ul> <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すまい給付金</li> <li>・ 地域振興券</li> </ul> <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券</li> </ul>

★は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に関連して創設等された助成金等です。

## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

国税に関する税制について、次のような措置が新設されました。

- ① 納税の猶予制度の特例
- ② 欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ③ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ④ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄付金控除の適用
- ⑤ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ⑥ 消費税の課税選択の変更に係る特例
- ⑦ 特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税

今回取り上げた内容は、国税庁ホームページ（新型コロナウイルス感染症に関する対応等について）を参考にしています。詳しく知りたい方は国税庁ホームページをご覧ください。

また、その他にも様々な機関から新型コロナウイルスに関する対応について情報が出されています。ご不明な点等ございましたら、担当者にご相談ください。



## 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の保険適用について

この度の新型コロナウイルス感染蔓延は、地球規模で影響を及ぼし、大恐慌以来の世界的危機に直面しています。万が一の防衛策として<保険>も重要な一つであります。急な展開で「対象になる保証制度」が確立していませんでしたが、従来の制度では以下ようになります。(令和2年5月8日現在)

### 【各生命保険会社の保険金・給付金の取り扱い】

生命保険分野では、「入院保険金」、「死亡保険金」の適用以外に、特約として災害割り増し保険金が付加されている場合は、適用の対象になります。新型コロナウイルスは災害との判断になったと思われます。

#### 入院時

疾病入院給付金支払い対象となる疾病に該当します。病気の治療のための入院とみなされ、入院給付金の支払い対象となります。

#### 死亡時

疾病による死亡保険金の請求対象になります。病気が原因での死亡とみなされ、死亡保険金の支払い対象になります。 ※一部の保険会社においては、災害死亡保険金の対象にもなっています。

#### その他の対応(実施の有無、適用条件等は各保険会社により異なります)

- ・病院事情による早期(強制)退院や入院不可の為、臨時施設等で医師の治療を受けた場合、医師の証明書等に基づき入院給付金を支払います。
- ・金融庁からの要請により、保険料の払い込みや保険契約の更新に関して、各社が猶予期間を設けるなどの特別措置を講じています。

### 【各損害保険会社の保険金の取り扱い】

#### 疾病を補償する保険

新型コロナウイルスによる肺炎は、疾病を補償する保険(特約)の保険金支払い対象となります。

#### 傷害を補償する保険

損保各社は、特定感染症を補償する各種商品について、新型コロナウイルス感染症を新たに補償対象とする商品改定を実施予定です。(詳細は各損保会社へお問い合わせ下さい)



## 新入社員紹介

新入社員が入社いたしましたので、ご紹介します！

経営支援部 所属  
伊集院 力雄



はじめまして。  
この度、新たに経営支援部に配属されました伊集院力雄と申します。前職は税理士事務所に勤めておりました。これから皆様のお役に立てるように努めて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

総務部 所属  
鶴田 恵子



この度、名山市鹿兒島ビル事務所に配属されました鶴田と申します。会計事務所での勤務は初めてですが、事務所と関与先の皆様のお力になれるよう、精一杯頑張ります。宜しくお願ひ致します。

どうぞよろしくお願ひいたします



先月全国を対象にした緊急事態宣言が出されたことを受け、事務所でも在宅勤務などを一部取り入れました。決算期と重なり顧問先の皆様にもご不自由をおかけしたこともあったかと思えます。鹿児島では早期に解消されるかもしれないと言われてはいますが、先月お示した「事務所基本方針」に従って引き続き感染リスク低減のための取り組みを進めてまいります。今後ともよろしくお願ひします。

さて、いつの間にか新緑萌出る5月となり行楽日和のお天気がかえってうらめしく感じてしまう自粛の連休となりました。

連休明けの5月8日は、1980年に世界保健機関（WHO）が天然痘撲滅宣言を出した日でした。今まで意識したことがありませんでしたが、今年は天然痘、ペスト、スペイン風邪など感染症の大流行が国の存亡や社会制度の変革に大きく影響を与えてきた人類の歴史に思いを馳せることになりました。

日本史を辿れば奈良時代の天智天皇の御宇に天然痘の大流行がありました。

8世紀前半（天平時代）に天然痘が大流行し100万人から150万人が亡くなりました。発生源は九州北部で遣新羅使や遣唐使が感染源であるとも言われています。人との行き来が感染症を運ぶのも今と同じなのですね。また、感染症の前には老若男女、貴賤問わず無力なのも現代と同じで権力の中核にいた藤原氏の四兄弟も相次いで死亡しました。中核も含めて政治機能が麻痺し、農村部も働き手を大量に失いその前から起こっていた干ばつの影響もあり大飢饉が起こりさらに社会は疲弊しました。聖武天皇はそんな不安定な世情を仏教の力に頼って鎮めようと天智天皇の御宇に大仏造立の詔を出します。

小学生の頃は、疫病や飢饉で困窮しているときに物資や人を大量に徴収して大仏建立って意味があるのかな、昔の人の発想だから仏さまへの期待が大きいのかな、と不思議に思っていました。今、コロナ禍において生命が脅かされる恐怖、社会経済が凍結されたことによる困窮、不安、閉塞感が蔓延することが人の心をいかに蝕むかを目の当たりにすると当時人心の救済をまず図ろうとしたことも少しは理解できるような気がします。

この天然痘を撲滅に導くことができたのは、全世界の国が政治的宗教的な信条の違いを超えて一致して天然痘の予防接種を受けるという選択を行ったからだといえます。

歴史学者のユヴァル・ノア・ハラリ氏はタイム誌への寄稿の中で『もしこの感染症の大流行が人間の間の不和と不信を募らせるなら、それはこのウイルスにとって最大の勝利となるだろう。人間どうしが争えば、ウイルスは倍増する。対照的に、もしこの大流行からより緊密な国際協力が生じれば、それは新型コロナウイルスに対する勝利だけではなく、将来現れるあらゆる病原体に対しての勝利ともなることだろう。』と述べています。

コロナ禍により、国際的でも身近な地域社会でもつながりが破壊され分断される危機にあります。今進行中の、そしてこれから起こるであろう社会の変化への心構えは歴史から学べるように思っています。



美恵野

ほなかんむり おやこ  
風薫る花冠の母子かな



## 編集後記

全国に非常事態宣言が出され、「不要不急」の外出自粛が要請される中でのGWとなりました。お店も休業や営業時間を短縮しているところが多く、車の往来もいつものGWでは考えられないほど少なかった様に思えます。数週間後、この一人一人の努力の成果が目に見えて表れてくれることを祈るばかりです。

連絡先：税理士法人 上川路会計

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400

E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集委員 上川路美恵野 関 伊集院 福留 東崎 安藤 常山 堀ノ内 鶴田

## ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃる場合は是非ご紹介ください！！

